

宮津市公報

令和6年9月2日

宮津市字柳縄手

345番地の1

宮津市総務部総務課発行

目 次

告 示

- 110 宮津市議会定例会の招集…………… 1
- 111 宮津市指定ごみ袋(燃やすごみ用袋、燃やさないごみ用袋)の取扱いによる一般廃棄物処理手数料
の徴収及び収納の事務委託…………… 1
- 112 介護保険事業者(認知症対応型共同生活介護、介護予防認知症対応型共同生活介護)の指定… 1
- 113 令和6年度宮津市定額減税補足給付金(調整給付)支給事業実施要綱…………… 1

公 告

- 61 令和6年度宮津市職員採用試験【前期試験】第2次試験の合格者…………… 4
- 62 公示送達…………… 4
- 63 農用地利用集積等促進計画の縦覧…………… 5
- 64 農用地利用集積等促進計画の縦覧…………… 5
- 65 令和6年度宮津市職員採用試験【前期試験】第3次試験の合格者…………… 5
- 66 公示送達…………… 5

教 育 委 員 会

《告 示》

- 17 宮津市教育委員会定例会の招集…………… 6

選 挙 管 理 委 員 会

《告 示》

- 11 有権者総数の50分の1の数…………… 6
- 12 有権者総数の3分の1の数…………… 6
- 13 有権者総数の6分の1の数…………… 6
- 14 選挙人名簿の登録…………… 6

農 業 委 員 会

《告 示》

- 8 宮津市農業委員会定例総会の招集…………… 7

告 示

宮津市告示第110号

令和6年第4回宮津市議会定例会を次のとおり招集する。

令和6年8月21日

宮津市長 城 崎 雅 文

- 1 期 日 令和6年8月28日
- 2 場 所 宮津市議会議事堂

————— * * * —————

宮津市告示第111号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第243条の2第1項の規定により、公金事務を令和6年8月23日から令和7年3月31日まで、次の者に委託したので、同条第2項の規定により告示する。

令和6年8月23日

宮津市長 城 崎 雅 文

- 1 指定公金事務取扱者の名称及び住所又は事務所の所在地
名称 ファミリーマート宮津日置店 店長 米田 拓巳
住所又は事務所の所在地 宮津市字日置小字大田 3953 番地の1
- 2 指定公金事務取扱者に委託した公金事務に係る歳入等
宮津市指定ごみ袋（燃やすごみ用袋、燃やさないごみ用袋）の取扱いによる一般廃棄物処理手数料
- 3 指定公金事務取扱者として指定をした日
令和6年8月23日

————— * * * —————

宮津市告示第112号

介護保険法（平成9年法律第123号。以下「法」という。）第42条の2に規定する指定地域密着型サービス事業者について、法第78条の2の規定により指定したので、法第78条の11の規定により、次のとおり告示する。

令和6年8月23日

宮津市長 城 崎 雅 文

- 1 介護保険事業所番号 2692000157
- 2 事業所の名称 グループホーム昂
- 3 事業所の所在地 京都府与謝郡与謝野町字下山田97番地の1
- 4 事業者の名称 医療法人南斗六星会 理事長 須川 典亮
- 5 主たる事務所の所在地 京都府与謝郡与謝野町字下山田98番地の1
- 6 指 定 年 月 日 令和6年7月1日
- 7 サービス事業の種類 認知症対応型共同生活介護
介護予防認知症対応型共同生活介護

————— * * * —————

宮津市告示第113号

令和6年度宮津市定額減税補足給付金（調整給付）支給事務実施要綱を次のように定める。

令和6年8月26日

宮津市長 城 崎 雅 文

令和6年度宮津市定額減税補足給付金（調整給付）支給事務実施要綱
（趣旨）

第1条 この要綱は、デフレ完全脱却のための総合経済対策における物価高への支援として、新たな経済に向けた給付金・定額減税一体措置として実施する定額減税補足給付金（調整給付）

(以下「調整給付金」という。)について、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 調整給付金は、前条の目的を達するために、贈与する給付金をいう。

(支給対象者)

第3条 調整給付金の支給対象者は、次の各号のいずれかに該当する納税義務者であつて、令和6年1月1日時点で本市に住所を有する者（本市の住民基本台帳に記録されていないが、地方税法（昭和25年法律第226号）の規定による道府県民税所得割又は市町村民税所得割（以下「個人住民税所得割」という。）が課される者を含む。）とする。ただし、第1号においては、令和5年分所得税に係る合計所得金額が1,805万円を超える者を除き、第2号においては、令和6年度分個人住民税所得割に係る合計所得金額が1,805万円を超える者を除く。

(1) アに掲げる金額がイに掲げる金額を上回る、又は上回ると見込まれる所得税の納税義務者（所得税法（昭和40年法律第33号）上の居住者に限る。）

ア 3万円に、その者の控除対象配偶者又は扶養親族である者（いずれも令和5年12月31日時点で国外に居住する者を除く。）の数に1を加えた数を乗じて得た額

イ その者の令和6年分所得税額として推計した額（令和5年分所得税額）

(2) アに掲げる金額がイに掲げる金額を上回る個人住民税所得割の納税義務者

ア 1万円に、その者の控除対象配偶者又は扶養親族である者（いずれも令和5年12月31日時点で国外に居住する者を除く。）の数に1を加えた数を乗じて得た額

イ その者の令和6年度分個人住民税所得割の額

2 前項第1号イの規定における令和6年分所得税額として推計した額（令和5年分所得税額）

は、確定申告書、給与支払報告書、公的年金等支払報告書等（以下「確定申告書等」という。）から把握できる令和5年分所得税額又は令和6年度分個人住民税課税情報から推計した額とする。

3 第1項第1号イの規定における令和6年分所得税額として推計した額（令和5年分所得税額）及び同項第2号イの規定における令和6年度分個人住民税所得割額は、所得税法等の一部を改正する法律（令和6年法律第8号）による改正後の所得税法及び地方税法等の一部を改正する法律（令和6年法律第4号）による改正後の地方税法に基づく特別税額控除を実施する前、当該特別税額控除以外の税額控除後の額をいい、復興特別所得税は含まない。

(支給額)

第4条 前条の規定により支給対象者に対して支給する調整給付金の金額は、次の各号に掲げる額の合算額（1万円を最小の単位とし、これに満たない端数がある場合には切り上げる。）とする。

(1) アに掲げる金額からイに掲げる金額を差し引いて得た額（当該額が0円を下回る場合には、0円とする。）

ア 前条第1項第1号アに掲げる額

イ 前条第1項第1号イに掲げる額

(2) アに掲げる金額からイに掲げる金額を差し引いて得た額（当該額が0円を下回る場合には、0円とする。）

ア 前条第1項第2号アに掲げる額

イ 前条第1項第2号イに掲げる額

2 前項第1号ア及びイ並びに第2号ア及びイに掲げる額を課税台帳等から抽出し、調整給付金の金額の算定等の事務処理を進める日（以下「事務処理基準日」という。）は、令和6年7月26日とする。

3 事務処理基準日以降に生じた第1項第1号ア及びイ並びに第2号ア及びイに掲げる額の修正等については、原則として、同項に定める調整給付金の金額に反映しないものとする。

(受給権者)

第5条 調整給付金の受給権者は、第3条における支給対象者とする。

(支給の方式)

第6条 調整給付金の支給を受けようとする者は、調整給付金支給確認書（以下「確認書」という。）を市長に提出しなければならない。

2 確認書の提出は、次の各号に掲げる方式のいずれかにより行う。この場合において、第3号及び第4号に掲げる方式は、確認書の提出者（以下「提出者」という。）が金融機関に口座を開設していないこと、金融機関から著しく離れた場所に居住していることその他第1号又は第2号による支給が困難な場合に限り行う。

(1) 郵送方式 提出者が確認書を郵送により提出し、提出者から通知された金融機関の口座に振り込む方式

(2) 窓口方式 提出者が確認書を本市の窓口に出し、提出者から通知された金融機関の口座に振り込む方式

(3) 窓口現金受領方式 提出者が確認書を郵送により、又は本市の窓口において提出し、当該窓口で現金を交付することにより支給する方式

(4) 現金書留送付方式 提出者が確認書を郵送により、又は本市の窓口において提出し、現金書留等により現金を送付する方式

3 提出者は、確認書の提出に当たり、公的身分証明書の写し等を提出又は提示すること等により、提出者本人であることを証するものとする。

4 市長は、現住所が確認書に記載する住所地と異なる者等から調整給付金支給確認書送付先変更届（以下「届出書」という。）の提出があったときは、当該届出書に記載された送付先に確認書を送付するものとする。

（代理による確認書の提出等）

第7条 支給対象者に代わり、代理人として前条の規定による確認書又は届出書（以下「確認書等」という。）の提出及び調整給付金の受給を行うことができる者は、原則として次の各号に掲げる者に限る。

(1) 法定代理人（親権者、未成年後見人、成年後見人、代理権付与の審判がなされた保佐人及び代理権付与の審判がなされた補助人）

(2) 親族その他の平素から支給対象者本人の身の回りの世話をしている者等で市長が特に認める者

2 代理人が確認書等の提出をするときは、確認書等の委任欄に代理人氏名等を記載するものとする。また、この場合において、市は、公的身分証明書の写し等の提出又は提示を求めること等により、代理人が当該代理人本人であることを確認する。

3 市長は、第1項第1号及び第2号の者にあっては、別に定める方法により、代理権を確認するものとする。

（確認書等提出の期限）

第8条 確認書の提出受付開始日は、市長が別に定める日とする。

2 確認書の提出期限は、令和6年10月31日とする。また届出書の提出期限は、令和6年10月11日とする。

（支給の決定）

第9条 市長は、第6条の規定により確認書を受領したときは、速やかに内容を確認の上、支給を決定し、当該支給対象者に対し調整給付金を支給する。

（調整給付金の支給等に関する周知等）

第10条 市長は、支給対象者の要件、確認書の提出方法、確認書の提出受付開始日等の事業の概要について、広報その他の方法による住民への周知を行う。

（確認書の提出等が行われなかった場合等の取扱い）

第11条 市長が前条の規定による周知を行ったにもかかわらず、支給対象者から第8条第2項の提出期限までに確認書の提出等が行われなかった場合は、支給対象者が調整給付金の支給を受けることを辞退したものとみなす。

- 2 市長が第9条の規定による支給決定を行った後、確認書等の不備による振込不能等があり、市長が確認等に努めたにもかかわらず確認書等の補正が行われず、支給対象者の責に帰すべき事由により支給ができなかったときは、当該確認書等は取り下げられたものとみなす。

(給付金の返還)

第12条 市長は、偽りその他不正の手段により調整給付金の支給を受けた者に対しては、支給を行った調整給付金の返還を求める。

- 2 令和6年度住民税非課税世帯等臨時特別給付金事業実施要綱（令和6年告示第101号）第2条に規定する令和6年度住民税非課税世帯等臨時特別給付金（以下「臨時特別給付金」という。）の支給を受けた者から、修正申告等により新たに要件を満たすこととなる給付の申し立てがなされ、調整給付金を支給する場合は、臨時特別給付金の返還を求める。

(受給権の譲渡又は担保の禁止)

第13条 調整給付金の支給を受ける権利は、譲り渡し、又は担保に供してはならない。

(その他)

第14条 この要綱に定めるもののほか、確認書等の様式その他必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、告示の日から施行する。

公 告

宮津市公告第61号

令和6年度宮津市職員採用試験【前期試験】第2次試験に合格した者の受験番号及び第3次試験の実施要領は、次のとおりである。

令和6年8月2日

宮津市長 城 崎 雅 文

第2次試験に合格した者の受験番号

A 0 0 0 4	A 0 0 0 7	A 0 0 0 8	A 0 0 1 2
A 0 0 1 4	A 0 0 1 6	A 0 0 1 7	A 0 0 1 9
A 0 0 2 1	A 0 0 2 2	A 0 0 2 5	
C 0 0 0 1			
E 0 0 0 1			
F 0 0 0 3			

第3次試験の実施要領

1 個別面接

- (1) 期日 令和6年8月10日（土）
 (2) 場所 宮津市字柳縄手 345 番地の1
 宮津市役所

— * * * —

宮津市公告第62号

公示送達書

次の書類は、宮津市市民環境部税務・国保課に保管してありますので、来庁の上、受領してください。

令和6年8月2日

宮津市長 城 崎 雅 文

(以下揭示済)

— * * * —

宮津市公告第 63 号

農地中間管理事業の推進に関する法律（平成 25 年法律第 101 号）第 18 条第 1 項の規定により、令和 6 年 7 月 29 日付け 6 京農会村第 701 号及び第 701-2 号で一般社団法人京都府農業会議から申請があった農用地利用集積等促進計画について、同条第 5 項の規定により認可したので、同条第 7 項の規定により公告し、当該計画を次のとおり縦覧に供します。

令和 6 年 8 月 5 日

宮津市長 城 崎 雅 文

1 農用地利用集積等促進計画の縦覧期間

自 令和 6 年 8 月 5 日

至 令和 6 年 8 月 23 日

2 縦覧の場所

宮津市産業経済部農林水産課（別館 1 階）

————— * * * —————

宮津市公告第 64 号

改正前の農業経営基盤強化促進法（昭和 55 年法律第 65 号）第 18 条第 1 項の規定により令和 6 年度農用地利用集積計画（令和 6 年 8 月 15 日付け宮農委第 24 号通知分）を定めたので、改正前の同法第 19 条の規定により公告し、当該計画を次により縦覧に供します。

令和 6 年 8 月 20 日

宮津市長 城 崎 雅 文

1 農用地利用集積計画の縦覧期間

自 令和 6 年 8 月 20 日

至 令和 6 年 9 月 6 日

2 縦覧の場所

宮津市産業経済部農林水産課（別館 1 階）

————— * * * —————

宮津市公告第 65 号

令和 6 年度宮津市職員採用試験【前期試験】第 3 次試験に合格した者の受験番号は、次のとおりである。

令和 6 年 8 月 21 日

宮津市長 城 崎 雅 文

受験番号

A 0 0 0 4 A 0 0 0 7 A 0 0 0 8 A 0 0 1 4

A 0 0 1 9 A 0 0 2 1

C 0 0 0 1

E 0 0 0 1

————— * * * —————

宮津市公告第 66 号

公示送達書

次の書類は、宮津市市民環境部税務・国保課に保管してありますので、来庁の上、受領してください。

令和 6 年 8 月 21 日

宮津市長 城 崎 雅 文

（以下揭示済）

————— * * * —————

教 育 委 員 会

《 告 示 》

宮津市教育委員会告示第17号

令和 6 年第10回宮津市教育委員会定例会を次のとおり招集する。

令和 6 年 8 月 8 日

宮津市教育委員会

教育長 山 本 雅 弘

1 日 時 令和 6 年 8 月 20 日（火）午前10時

2 場 所 宮津市福祉・教育総合プラザ（4階応接会議室）

選 挙 管 理 委 員 会

宮津市選挙管理委員会告示第11号

宮津市条例（市税の賦課徴収並びに分担金、使用料及び手数料の徴収に関するものを除く。）の制定又は改廃の請求に要する有権者総数の50分の1の数、宮津市の事務の執行に関する監査の請求に要する有権者総数の50分の1の数並びに合併協議会設置の請求に要する有権者総数の50分の1の数は、次のとおりである。

令和 6 年 9 月 2 日

宮津市選挙管理委員会

委員長 稲 垣 成 光

2 8 3 人

* * *

宮津市選挙管理委員会告示第12号

宮津市議会の解散の請求に要する有権者総数の3分の1の数及び宮津市の議会議員、市長、副市長、選挙管理委員若しくは監査委員の解職の請求又は教育委員会の教育長若しくは委員の解職の請求に要する有権者総数の3分の1の数は、次のとおりである。

令和 6 年 9 月 2 日

宮津市選挙管理委員会

委員長 稲 垣 成 光

4, 7 0 1 人

* * *

宮津市選挙管理委員会告示第13号

合併協議会設置協議について選挙人の投票に付することの請求に要する有権者総数の6分の1の数は、次のとおりである。

令和 6 年 9 月 2 日

宮津市選挙管理委員会

委員長 稲 垣 成 光

2, 3 5 1 人

* * *

宮津市選挙管理委員会告示第14号

令和 6 年 12 月 1 日現在の、公職選挙法（昭和25年法律第100号）第22条第1項の規定による選挙人名簿の登録について、登録を行う日を次のとおり定めたので、公職選挙法施行令（昭和25年政令第89号）第14条第1項の規定により告示する。

令和 6 年 9 月 2 日

宮津市選挙管理委員会
委員長 稲 垣 成 光

登録を行う日 令和 6 年 12 月 2 日

農 業 委 員 会

《 告 示 》

宮津市農業委員会告示第 8 号

宮津市農業委員会定例総会を次のとおり招集する。

令和 6 年 8 月 2 日

宮津市農業委員会
会長 関 野 掲 司

1 日 時 令和 6 年 8 月 9 日（金） 午前 9 時 30 分

2 場 所 宮津市中央公民館 大会議室

3 議 題

議案第 35 号 農地法第 5 条の規定による許可申請に係る意見について

議案第 36 号 非農地証明交付申請の承認について

議案第 37 号 農用地利用集積計画(利用権設定)の決定について